

綾瀬市小中学校外国語指導助手配置事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市立小中学校の英語教育の充実と国際理解教育推進のため、外国語指導助手（小学校に派遣する外国語指導助手をAssistant Language Teacher、中学校に派遣する外国語指導助手をNative English Teacher、以下「ALT及びNET」という。）を配置する事に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ALT及びNETの配置)

第2条 綾瀬市教育委員会（以下「委員会」という。）は、ALT及びNETを綾瀬市立小中学校に配置する。

(ALT及びNETの業務内容)

第3条 ALT及びNETの業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 担当教員や学級担任等の指示に基づき、配置された小中学校の外国語活動及び英語授業等（以下「授業等」という。）に参加して指導・指導補助等を行うこと。
- (2) (1)に掲げられた業務の準備
- (3) 授業の教材研究及び教材の作成
- (4) 教員に対する英語指導及び使用教材の開発・作成の補助、並びに助言をすること。
- (5) 朝の会、帰りの会、給食時間、掃除時間、休み時間、学校行事等の授業時間外における児童・生徒との英語による交流及び英語指導
- (6) 業務実施に係る担当教員や学級担任等との事前打合せ。
- (7) その他委員会が必要と認め、ALT及びNETと協議し指示したもの。

2 NETの業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) コミュニケーション能力（思考力・判断力・表現力）育成のための指導計画作成補助及び授業の実施、評価補助
- (2) コミュニケーション能力育成のための教材研究のモデル案の作成
- (3) 英語でのコミュニケーションに特化した英語の授業場面の設定とその実施
- (4) 「聞く・読む・話す・書く」の4技能を多面的に評価するため、パフォーマンステスト等を実施し、評価の補助を行う。

(ALT及びNETの要件)

第4条 ALT及びNETは、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 英語を母語とする者又はこれに準ずる者であり、かつ小中学校の授業等の実施に適切な発音等ができる者
 - (2) 小中学校の授業等の趣旨を学習指導要領等により十分理解している者
 - (3) 大学卒業又は同等以上の学歴を有し、学校教育に対し積極的に取り組む姿勢を有する者
 - (4) ALT及びNETとして十分な経験を積んだ者又はALT及びNETとして勤務するにあたり研修等を受けた者
 - (5) 業務履行上要する日本語力を有する者
 - (6) 積極的に児童・生徒と共に活動する意欲を有し、かつ日本の小中学生を指導する能力・資質を有する者
 - (7) 原則として、配置期間を通じて業務を遂行できる能力を有する者
 - (8) 業務の履行に際して、必要な査証等を取得し、適正な在留資格・期間を有している者
- (就業日、就業時間等)

第5条 就業日は次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校休業日を除く月曜日から金曜日で、配置先が定める日
 - (2) 土曜日・日曜日・祝日で学校行事等により就業日として指定する日
- 2 就業時間は午前8時00分から午後4時00分までの間で6時間を超えないこととする。あわせて、1日の授業時間数は最大6時限（1時限を45分又は50分とする。）までとする。
- (事業の委託等)

第6条 この事業は、業務委託契約もしくは派遣契約により行うことができる。

(庶務)

第7条 この事業に関する庶務は、学校教育指導担当課が処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。